

子政第4708号
令和4年2月3日

各市町村長 殿

子育て支援局子育て政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が
確認された場合の対応について (通知)

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け(令和4年1月28日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づき、本県における無症状病原体保有者の療養解除基準と濃厚接触者の待機期間について次のとおり取扱いますので、御承知おきください。

特に、濃厚接触者の待機期間を5日目に解除する場合には、当該濃厚接触者の所属する事業者において検査を実施していただく必要がありますので、次に示す「運用上の留意事項」を御確認いただき、適切に実施されますようお願いいたします。

なお、本取扱いは、原則、全ての陽性者及び当該陽性者の濃厚接触者の方に適用されますが、例外として、オミクロン株以外の変異株(デルタ株)であることが判明している方及び当該陽性者の濃厚接触者については適用されません。(待機期間は14日間となります。)

つきましては、貴市町村管内の放課後児童クラブに御周知をお願い致します。

1 無症状病原体保有者の療養解除基準について

検体採取日から7日目までを無症状で経過した患者は、8日目に療養解除を可能とする。

ただし、10日目までは、検温など自身による健康状態の確認を実施するとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底すること。

2 濃厚接触者の待機期間等について

(1) 本県においては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更））の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の他、すべての事業に従事する者を社会機能維持者として、次のとおりとする。

- ① 濃厚接触者の待機期間を、陽性者との最終接触日から7日間とし、8日目に待機期間を解除する。
- ② 濃厚接触者が無症状であり、陽性者との最終接触日から4日目及び5日目に、当該濃厚接触者の所属する事業者（以下「事業者」という。）において実施した抗原定性検査（簡易検査キット）の結果が陰性だった場合、5日目から待機期間を解除する。

(2) 運用上の留意事項

ア いずれの場合も、濃厚接触者は、10日目までの間、検温など自身による健康状態の確認を実施するとともに、リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用など感染対策を徹底すること。

イ ②により待機期間を解除する場合、事業者は職場等での感染対策を徹底するとともに、社会機能維持者に対して、陽性者との最終接触日から10日目までは、不要不急の外出をできる限り控えるとともに、通勤時は公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

ウ ②により待機期間を解除する場合、事業者から保健所への報告、協議は不要であること。ただし、保健所から解除の状況や理由についての照会があった場合には、回答を要すること。

エ ②に基づき実施する抗原定性検査は、事業者の費用負担（自費検査）により、薬事承認された検査キットを用いて実施すること。

また、事業者は検査キットを医薬品卸売販売業者、メーカー、薬局から購入することができるが、購入しようとする際には、別紙1「抗原定性検査キット優先供給に係る説明書」と別紙2「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を購入元に提出すること。

オ 事業者は、別紙2の①から⑤の対応を行うとともに、検査結果を必ず確認すること。また、県が実施する新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の協力要請に基づく無料検査（いわゆる薬局における無料検査）は、事業の主旨が異なるため利用できないこと。

カ 検査の結果、陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し医療機関の受診を促すとともに受診結果の報告を求めること。

3 参考通知等

- ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について（令和4年1月5日付け（令和4年1月28日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

- ・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

- ・抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

<https://www.mhlw.go.jp/content/000885794.docx>

子育て政策課子育て支援担当

電話 055-223-1456

FAX 055-223-1475